

弟子屈町官民連携まちなか再生推進支援業務 質問回答

令和6年5月16日

No.	質問項目（注）	質問の内容	質問の回答
1	実施要領 p3 4. 参加資格（9）	「平成31年4月1日以降に、官民連携都市再生推進事業（エリアプラットフォーム構築等支援を含むものに限る。）又は同様の案件の契約を元請として締結し、完了した実績が2件以上あること。」とありますが、同様・類似として、エリアプラットフォームという名称ではないですが、市民や団体、事業者等多様な主体が参画したプラットフォーム構築支援、これらに係るワークショップ等企画・開催支援、未来ビジョン等の策定の案件を実績として記載してもよろしいでしょうか。	「エリアプラットフォーム」という名称に限らず新たに協議会や任意団体等を構築支援した事例があれば同様の事例と判断いただいて構いません。
2	実施要領 p3 4. 参加資格（10）	「平成31年4月1日以降に、本町におけるまちづくり、行政計画策定等の業務実績が1件以上あること。」とありますが、まちづくり、行政計画策定等の対象として、PPP/PFI 導入可能性調査や民間事業者選定支援業務、地域エネルギー事業に関する業務等を、実績として記載してもよろしいでしょうか。	限られた期間でエリアプラットフォーム構築から未来ビジョン素案の策定を実施する為に本町の状況について事前に理解している事が必要と判断し参加資格の条件としております。前述を踏まえて条件をクリアしていると判断できる業務実績があればそちらを記載ください。
3	実施要領 p4 6. 参加表明書の提出	「「4. 参加資格」の（9），（10）に規定する実績を確認できる契約書の写し及びその契約に官民連携都市再生推進事業又は同様の案件が業務内容に含	（10）に係る実績については契約書の写しのみとし、仕様書の提出は不要と致します。

		まれていることが分かる資料（仕様書等）（以下「契約書の写し等」という。）を提出してください。」とありますが、（10）に規定する実績については、契約書の写しのみとし、仕様書の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。	
4	実施要領 p5 7. 企画提案書の提出 （3）企画提案書の作成	「企画提案書は任意様式で作成し、A4版5枚程度としてください」とありますが、5枚を超えてもよろしいのでしょうか。また、5枚を超えて良い場合、最大何枚まで許容されるのでしょうか。	企画提案書はア～オの各1枚計5枚としてください。但し両面を使用する事は差支えありません。
5	実施要領 p5 7. 企画提案書の提出 （3）企画提案書の作成	A4判1枚とは、A4判片面使い1枚、A4判両面使い1枚（実質2ページ）のどちらでしょうか。	No.4の回答のとおり。
6	実施要領 p5 7. 企画提案書の提出 （3）企画提案書の作成	企画提案書の作成にあたって、提案者の事業者名及びこれを類推できるものの記載（ロゴマーク等）は行ってよいのでしょうか。	企画提案書には提案者の事業者名及びこれを類推できるものの記載（ロゴマーク等）は入れないでください。
7	実施要領 p6 9. プレゼンテーション	プレゼンテーション資料の持ち込みは可能でしょうか。	企画提案書として提出されたもの以外のプレゼンテーション資料の追加配布は認めません。
8	実施要領 p6 9. プレゼンテーション	「審査についてはWEB会議方式で実施する場合があります。」とありますが、使用するWEB会議ツールは何でしょうか。	WEB会議方式で実施となった場合はZoomを想定しております。

9	実施要領 p6 9. プレゼンテーション	プレゼンテーションの参加者人数の制限はありますか。	参加者人数の制限はありません。
---	-------------------------	---------------------------	-----------------